

二十八日ニ至ル迄ハハホ現在ノ賃金ハ樽一挺ニツキニ十二銭一ヲ
変更セサルヘキコトヲ出願シタルカコレヲ爭議ノ發端ナリトス。
而シテ右要求書ニハ日本労働総同盟灘製樽工組合各郷
支部長ノ名ヲ列ネタルカ之ヲ接受シタル事業主側ノ主ナル役
員五名ハ翌日同事務所ニ集合シテ種々協議シタル末現在
ノ平均賃金ヲ二割方値下ケスヘク内定スルト同時ニ二十二日
前記各支部長ヲ曩日ノ要求書ニ對スル回答ヲ求ムルヤ
組合事務所書記某氏ハ最近製品價格ノ暴落ノ

此軒柄到底斯カレ要求ニ應ジ難キノミナラス事業主側
一般ハ却テ大正十年度一月賃金(一挺ニツキ十七錢三厘)程
之ニ造値下ケセントスル意嚮スラアル位ナレハ猶ホ熟考シ
テハシヤト寧ロ忌避的ノ回答ヲ與ヘタルニヨリ職工代表者等
ハ互ニ協議ノ上未ル廿五日改メテ會見スヘキ由ヲ告ケテ引
揚テリ。
此ノ事業主側ノ意圖ニ違歩ス可ト摸樣見ヘス賃金交渉
ハ前途頗ル不安ニ感スレラカ故ニ職工側ハコノ際團結ヲ固メ